

別 記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

鴨川市移住就業支援金交付申請書

年度鴨川市移住就業支援金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請者等に関する事項

フリガナ			性別	生年月日
氏 名		印		西暦 年 月 日
住 所	〒		電話 番号	
メールアドレス				
単身世帯・2人以上の世帯の別		就業・テレワーク・ 関係人口・起業の別		
(フリガナ) 世帯員の氏名		続柄	生年月日 (転入時の満年齢)	鴨川市における新たな 勤務先(学校)の名称
1			年 月 日 (歳)	
2			年 月 日 (歳)	
3			年 月 日 (歳)	
4			年 月 日 (歳)	
5			年 月 日 (歳)	

2 確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「移住就業支援金の交付に関する誓約事項」に記載された内容について		誓約する		誓約しない
-------------------------------------	--	------	--	-------

別紙２「鴨川市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		同意する		同意しない
市税等の納付状況を市が調査することについて（申請者を含む世帯員全て）		同意する		同意しない
支給要件の該当性等を審査するため、転入日、世帯状況等を公簿により確認することについて		同意する		同意しない
交付申請日から５年以上継続して、本市に居住し、かつ、就業、テレワーク又は起業をする意思について		意思がある		意思がない
移住就業支援金の返還事由の該当性を確認するため、交付申請日から５年間、鴨川市が住民基本台帳等を使用して居住及び転出先の確認を行うことについて		同意する		同意しない
移住就業支援金（他市を含む。）の交付の状況について（申請者を含む世帯員全て）		過去に交付を受けていない		過去に交付を受けた
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者、取締役等の経営を担う者との関係		３親等以内の親族に該当しない		３親等以内の親族に該当する

※市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保育料

3 移住元の住所

住 所	〒
-----	---

4 東京 23 区への在勤・在学履歴（東京 23 区の在勤・在学者に該当する場合のみ記載）

期 間	就業・在学先	就業・在学先住所

※転入前 10 年間の在勤・在学履歴を記載してください。

5 添付書類

- (1) 本人であることを確認できる書類
- (2) 移住元の住民票の除票の写し
- (3) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた者にあつては、東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書
- (4) 東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主にあつては、次に掲げる書類
 - ア 開業届出済証明書等
 - イ 個人事業等の納税証明書
- (5) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域から東京 23 区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校の高等教育機関をいう。）に通学し、東京 23 区内の企業等に通勤していた者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 大学等の在学期間、卒業した学校を確認することができる書類
 - イ 東京 23 区内で就業していた企業等の就業証明書
- (6) 移住等に関する要件のうち世帯に関する要件に該当する申請者にあつては、申請者と同一の世帯に属する者に係る移住元の住民票の除票の写し
- (7) 就業に関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（別記第 2 号様式）
- (8) テレワークに関する要件を満たす者にあつては、就業証明書（テレワーク）（別記第 3 号様式）
- (9) 関係人口に関する要件を満たす者にあつては、この要件を満たすことを証する書類
- (10) 起業に関する要件を満たす者にあつては、起業支援金交付決定通知書
- (11) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

移住就業支援金の交付に関する誓約事項

- 1 鴨川市移住就業支援金交付要綱に基づく報告及び立入調査について、市から求められた場合は、それに応じること。
- 2 次の場合には、鴨川市移住就業支援金交付要綱第 10 条の規定により、移住就業支援金の全額又は半額を返還すること。
 - (1) 偽りその他不正の行為により移住就業支援金の交付を受けた場合 全額
 - (2) 移住就業支援金の交付申請日から 3 年未満の期間に転出をした場合又は本市に居住している事実がないと市長が認める場合 全額
 - (3) 移住就業支援金の交付申請日から 1 年以内の期間に移住就業支援金の交付要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (4) 公益財団法人千葉県産業振興センターが交付する地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合 全額
 - (5) 移住就業支援金の交付申請日から 3 年以上 5 年以内の期間に転出をした場合又は本市に居住している事実がないと市長が認めるとき 半額
- 3 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 千葉県又は本市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
 - (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (4) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
 - (5) 申請者を含む世帯員のいずれもが移住就業支援金及び他の地方公共団体における同種の補助金等の交付を受けていないこと。

別紙 2

鴨川市移住就業支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 市は、鴨川市移住就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用すること。

また、市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 市は、（公財）千葉県産業振興センターから地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を受けている対象者について、次に掲げる事項の取扱いをすること。
 - （1） 市は、移住就業支援金の交付決定をした場合、（公財）千葉県産業振興センターに対し、交付決定者の氏名及び交付決定日を、地域課題解決型起業支援事業補助金交付決定通知書の写しを添えて通知します。
 - （2） （公財）千葉県産業振興センターが千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消した場合、市は、移住就業支援金に係る交付決定取消事務を行うために必要な範囲で、（公財）千葉県産業振興センターから千葉県地域課題解決型起業支援事業補助金に係る交付決定取消に関する情報の提供を受けること。
 - （3） 千葉県地域課題解決型起業支援事業に係る伴走支援が必要があるとして、（公財）千葉県産業振興センターから求めがあった場合、市は、市の把握している住所及び連絡先を（公財）千葉県産業振興センターに情報提供すること。